

契 約 書

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「甲」という）と***（以下「乙」という）は、甲の事業場におけるサプライストア運営・共用消耗品サプライ管理運営を委託することに関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（総則）

- 第1条** 甲は、研究者等のニーズに沿った良質かつ低廉な研究資材及び文具（以下「研究資材等」という。）を提供し、その適正な在庫管理・受発注業務の軽減に資する目的をもって、別紙「サプライストア運営・共用消耗品サプライ管理運営仕様書（以下「仕様書」という）に定めるところにより、甲の第1研究棟倉庫内におけるサプライストア運営・共用消耗品サプライ管理運営（以下、「本業務」という）を乙に委託する。
- 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに、甲の国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする機関としての品位及び秩序の保持に努め、前項の趣旨に沿うよう最善の努力をしなければならない。
 - 甲及び乙は、本業務の履行に当たっては、信義誠実の原則に従うものとする。
 - 本業務の履行にあたり、乙は本業務に当たらせる乙の従業員（以下「従業員」という）を適切に配置し、指導するとともに、本契約の趣旨に従い業務を遂行しなければならない。
 - 本業務の実施の具体的事項については、本契約、仕様書、別に締結する当事者間の覚書（以下「覚書」という）及び運用要件定義に定めるもののほか、その都度甲の指示するところによるものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

- 第2条** 乙は、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保提供若しくは引き受けさせてはならない。

（再委託の禁止）

- 第3条** 乙は、本契約に定める業務の全部又は一部を、第三者に再委託することはできない。但し、甲に対して事前に書面で承認を受けた場合はこの限りではない。

（設備等の貸与）

- 第4条** 甲は、本業務の実施のため、覚書の定めるところにより、甲のサプライストアの設備等（以下「設備等」という）を無償で乙に貸与する。

（乙の遵守義務）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、貸与を受けた設備等の全部又は一部を第三者に貸与若しくは利用させ又は、本業務の実施以外の用に供してはならない。

(設備使用上の制限)

第6条 乙は、貸与を受けた設備等について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は設備の変更若しくは新たな設置をしようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、貸与を受けた設備等が滅失又は毀損したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、貸与を受けた設備等を滅失又は毀損させたときは、当該滅失又は毀損による貸与を受けた設備等の損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、第17条の規定により貸与を受けた設備等を原状に回復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(営業時間等)

第8条 サプライストアの営業日、営業時間及び購入・販売の方法については、覚書の定めるところによる。

(現場責任者の配置)

第9条 乙は、本業務の実施について、甲との連絡調整にあたり、かつ本業務の実施に従事する従業員を管理し直接指揮命令する現場責任者（以下「責任者」という）を選任し、次の任にあたらせるものとする。

(1) 従業員の指揮命令

(2) 本業務の実施に関する甲との連絡及び調整

(3) 甲の施設内で指揮命令する乙の従業員の名簿を甲に提出し、従業員に変更があったときは直ちにその旨を甲に届け出るとともに、当該従業員の規律秩序の保持並びにその他本業務の処理に関する事項

- 2 甲は、本業務の実施に関する委託者としての注文・指示等は、乙の選任した責任者に対して行い、乙の従業員に対して直接これを行ってはならない。
- 3 乙は、本条の確実な履行がされるために、甲から乙の責任者に対して、常時連絡ができる体制を確立しておかなければならない。

(身元保証等)

第10条 乙は、従業員の身元保証、健康管理、就業等に伴う全ての結果に関しては、全てその責に任ずるものとする。

(経費の負担)

第11条 乙は、甲が設置した設備等の維持管理費、サプライストア内の清掃費、既設の照明に係る経費を除き、本業務に関する経費を負担する。費用負担区分は、別紙1「経費負担区分表」のとおりとする。

(販売代金)

第12条 甲は、乙に対し、当月の研究資材等の売上額を、翌月末までに支払うものとする。

(経営状況の資料提出等)

第13条 乙は、本業務を開始するとき、及び必要の都度、研究資材等の見積書を甲に提出するものとする。

2 乙は、各事業年度末の損益計算書を、覚書に定めるところにより、甲に提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、本業務の実施内容について、毎事業年度末及び必要と認めるときは、監査を行い又は改善を指示することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(価格の改定)

第14条 甲及び乙は、経済事情の変動等により、研究資材等の価格を改訂する必要があると認められるときは、覚書に定めるところにより検討の上改訂するものとする。

(契約の有効期間)

第15条 この契約の有効期間は、契約締結の日から2026年3月31日までとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約又は覚書に定める義務を履行しなかったときは、本契約を解除することができる。

2 国からの予算措置及び事業施策が大きく縮減又は停止した場合、当該縮減又は停止した予算現額が執行される前日を以って、甲は本契約を解除することができる。

3 甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。

4 乙は、甲に対し、第1項、第2項及び第3項の契約解除に対する異議申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(原状回復)

第17条 甲が、第15条により契約期間が満了したとき、又は第16条により本契約が解除されたときは、乙は自己の負担で甲の指定する期日までに貸与を受けた設備等を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が特に承認したときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は、本契約に基づき投じた有益費その他の費用があっても、これを甲に請求し、又は損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、本業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密保持)

第20条 甲及び乙は、本契約の締結又は履行上知り得た相互の情報（以下「機密情報」という）を第三者に洩らしてはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。甲及び乙は、その機密情報を保つために自己の秘密を守るのと同様以上の注意を払うものとする。また、甲及び乙は、本契約の履行の目的以外に機密情報を使用してはならない。但し、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まないものとする。

- (1) 開示の時点で既に情報を受領した当事者（以下「情報受領者」という）が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示の時点で既に公知となっていた情報
- (3) 開示後情報受領者の故意、過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
- (4) 開示後情報受領者が第三者から正当に入手し機密保持義務を負わない情報
- (5) 情報受領者が開示された情報と無関係に独自に開発した情報
- (6) 機密情報を開示する当事者（以下「情報開示者」という）から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
- (7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを情報開示者に直ちに通知するものとする。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

- 第21条** 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員・従業員・関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

（契約に関する紛争の解決）

- 第22条** 本契約について、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、当該紛争について那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

- 第23条** 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について、見解の相違が生じたときは、その都度甲と乙が信義誠実の原則に従って協議の上、解決にあたるものとする。
- 2 本契約に定めるもののほか、本契約の業務運営の細部については、覚書の定めるところによる。

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成および署名のうえ、各自保管するものとする。
なお、本契約においては、電子データである電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

2025年**月**日

甲 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理事長 カリン・マルキデス

乙 *****

覚 書

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「甲」という）と***（以下「乙」という）との間に締結した2025年**月**日付の契約（以下「本契約」という）に付帯して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

本契約の条項と本覚書の条項が矛盾する場合は、本覚書の条項が優先するものとする。

1 第1条関係

(1) 乙は、本業務に関する商品等の仕入れ、その他、その他本業務を実施するために行う商取引は、一切自らの名義においてこれを行うものとし、甲の名義を使用し、又はその名を冠用しない。

(2) 乙は、仕入れ代金の支払い、その他対外関係においては、甲の信用を損なうようなことをしない。

2 第4条関係

設備等は、別紙2レイアウト図及び別紙3OIST貸与備品一覧のとおりとする。

3 第8条関係

(1) 営業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休暇、及びその他甲の定める休業日以外の日とする。なお、甲が特別に指示する場合はこの限りではない。

(2) 営業時間は、下記のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、甲、乙協議の上、延長又は短縮することができる。

9時00分から12時00分、 13時00分～17時00分（無人サテライトストアは9時00分～16時45分）

4 第10条関係

(1) 乙は、乙の従業員をサプライストアに勤務させようとするときは、個人情報保護法に違反しない範囲で、従業員の氏名等、甲の定める必要書類を添えて甲に届けなければならない。

(2) 乙は、関係法令に定める事項を遵守しなければならない。

5 第13条関係

毎事業年度末の損益計算書の提出期限は、翌事業年度の4月30日までとする。

6 第14条関係

甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号のいずれかに掲げる理由により契約金額決定の前

提となった諸条件に変動を生じた場合は、合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 税法その他法令の制定又は改廃
- (2) 著しい経済情勢の変動、その他乙の責に帰さない事由により価格に変動を生じ、契約金額が社会通念上著しく不合理となった場合
- (3) OIST の追加依頼による提案の実施により契約金額に影響がある場合

7 第23条関係

甲又は乙がこの覚書の定める事項を変更する必要があると認める場合は、その必要を認める者の申し立てにより、甲・乙が協議するものとする。

本覚書の証として、本書の電磁的記録を作成および署名のうえ、各自保管するものとする。なお、本覚書においては、電子データである電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

2025年**月**日

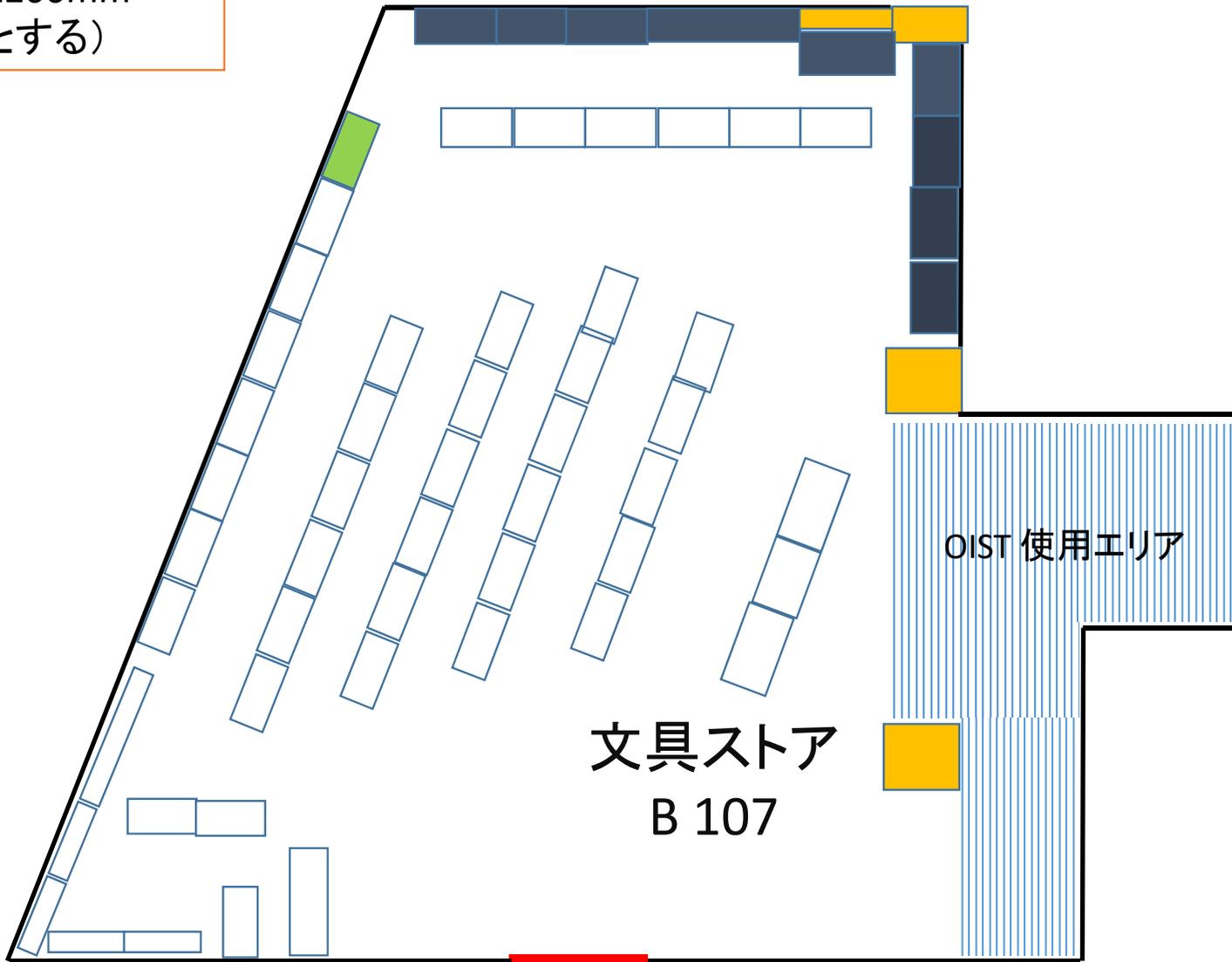
甲 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理事長 カリン・マルキデス

乙 *****

経費の負担区分表

費用項目		負担区分		備 考
		甲	乙	
サプライストア 設備	既設照明	●		
	冷暖房費	●		
	既設設備・機器	●		
	固定電話		●	
	インターネット回 線設備		●	
人件費			●	
営繕費 (検査保守及 び修繕)	既設設備・機器	●		
	既設照明	●		
	既設空調	●		
	電気	●		
清掃費	日常清掃	●		
	定期清掃	●		
	ごみ処理		●	
通信費	電話料金		●	
	インターネットプ ロバイダ料等		●	

★通路幅; 1200mm
(耐震対策とする)



文具ストア

OIST 貸与備品一覧

No	名称	寸法等 WxDxH (cm)	備考
1	カート大1	61 x 95 x 90	
2	カート大2	61 x 95 x 90	
3	カート小1	45 x 60 x 90	
4	カート小2	45 x 60 x 90	
5	買い物カゴ1	33 x 48 x 29	
6	買い物カゴ2	33 x 48 x 29	
7	買い物カゴ3	33 x 48 x 29	

覚 書

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「甲」という）と***（以下「乙」という）は、2025年**月**日付けで締結したサプライストア運営・共用消耗品サプライ管理運営に係る契約（以下「原契約」という。）に関連し、防犯カメラの取り扱い等について下記のとおり覚書を締結する。

記

（総則）

第1条 甲は、①サプライストア内の犯罪その他のインシデント防止、削減、検出及び調査のため ②甲及び乙の従業員その他の安全確保のため（以下総称して「本目的」という。）、乙が自己の負担により文具ストア内に防犯カメラを設置し、録画を行うことを承諾する。

（定義）

第2条 本覚書において、「録画データ」とは、本覚書に基づき乙が設置した防犯カメラにより撮影され、接続されたレコーダー内に記録されたデータをいう。

（録画データの利用許諾）

第3条 乙は甲に対して、原契約の有効期間中、乙が保持する録画データに本目的の範囲内でアクセスし、利用することを許諾する。録画データの利用に対する対価は、これを無償とする。

2. 乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、録画データへアクセスし利用する権限を有しない。
3. 甲は、行政機関及び司法機関から法的手続に基づき録画データの開示を要求された場合は、以下の措置を取るものとする。
 - （1）乙に対して、当該要求のあった旨を書面で通知する。
 - （2）録画データの内、合理的に適法と推定できる権限に基づいて開示が要求されている部分についてのみ開示を行う。

（録画データの管理）

第4条 乙は、録画データを善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。

2. 甲は、録画データの管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、録画データの漏えいまたは喪失のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して録画データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。

3. 前項の報告または是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(損害軽減義務)

第5条 乙は、録画データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本覚書に違反する録画データの利用（以下「録画データの漏えい等」という。）を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

2. 乙の故意または過失により録画データの漏えい等が生じた場合、乙は自己の費用と責任において録画データの漏えい等の有無を確認し、その事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を甲に報告しなければならない。

(契約終了後の措置)

第6条 原契約が期間満了、解除により終了した場合、本覚書は当然に終了するものとする。

2. 乙は、原契約の終了後、理由の如何を問わず、録画データを利用してはならず、甲が別途指示する方法で、速やかに録画データを全て廃棄または消去しなければならない。

3. 甲は、乙に対し、録画データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。

本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙間で協議の上、別途定めるものとする。

本覚書の証として、本書の電磁的記録を作成および署名のうえ、各自保管するものとする。なお、本覚書においては、電子データである電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

以上

2025年**月**日

甲 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919番地1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理事長 カリン・マルキデス

乙 *****



別添: 運用要件定義

[A] インシデント管理

システム監視及び Q&A において、運用対象システムに発生したインシデント(システムの不具合・機器の故障・エラー・警告メッセージの発生など)を検知した場合は、以下のとおり対応する。

1. インシデントは、Appendix「影響度のマトリックス」に定義された優先レベルに従いインシデントレベルを決定し、Appendix「インシデントの深刻度」に応じた対応目標時間に基づいて対応すること。
ただし、システムへの侵入、ウイルス感染等、セキュリティに関するインシデントの可能性の場合は、速やかに本学園に報告し本学園の指示に基づいて対応すること。
報告先は、本学園の委託元担当者と最高情報セキュリティ責任者(ciso@oist.jp)とすること。
2. 過去のインシデント情報を検索し対応できる事象がある場合は回答、又は解決方法を実施する。
3. 発生したインシデント、その対応内容及び対応結果について記録を作成し、一元的に管理すること。
4. 早急に根本的に解決できない場合、本学園の了承を得たうえで、一時的な対応を実施すること。

[B] ソフトウェア更新

運用対象システムのソフトウェアリソースについて、以下の作業を実施する。

1. パッチの提供に関する情報及び脆弱性情報の収集
運用対象システム上で稼働するソフトウェアについて、ソフトウェアベンダからのパッチ(不具合修正を目的とするパッチ、脆弱性対策を目的とするセキュリティパッチの両方を含む。)の提供情報及び脆弱性に関する情報を継続的に収集する。
2. Critical な脆弱性への対応
脆弱性情報又はセキュリティパッチに関して、Appendix「セキュリティパッチの対応基準」の Critical に該当する情報を得た場合は、情報を入手した日から 2 週間以内に対応を完了すること。それに先立ち、当該脆弱性への対応又は当該セキュリティパッチの適用に関する計画を「脆弱性対応計画」(案)として取りまとめ本学園の承認を得ること。
「脆弱性対応計画」(案)は、以下の内容を含むこと。
 - 対策の必要性
 - 対策方法
 - 対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
 - 対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
 - 対策の実施予定
 - 対策方法の事前テストの必要性
 - 対策方法の事前テストの実施方法
 - 対策方法の事前テストの実施計画
3. OS・ミドルウェアのセキュリティパッチと不具合修正パッチの適用
運用対象システムに該当する OS・ミドルウェアのセキュリティパッチと不具合修正パッチを、「セキュリティパッチの対応基準」に従い、運用対象システムに適用する計画を作成し、本学園の承認を得たうえで適用すること。



4. アプリケーションのアップデートの緊急適用
「影響度のマトリックス」において、Critical に該当する不具合修正のパッチの適用が必要な場合、当該不具合修正のパッチをシステムに適用する計画を作成し、本学園の承認を得たうえで適用すること。
5. アプリケーションのアップデートの定期アップデートの適用
運用対象システム上で稼働するアプリケーションのアップデートプログラムを、定期的にシステムに適用する計画を作成し、本学園の承認を得たうえで適用すること。
6. アンチウイルスソフトウェアの導入
本学園が指定するアンチウイルスソフトウェアを運用対象システムに導入し、最新の状態に維持管理する。

[C] 業務報告

運用対象システムの運用管理支援業務報告を以下のとおりに実施する。なお、報告内容の詳細については、本学園と協議のうえ決定する。

1. 月次の報告
集中監視において運転実績を記録し、翌月第3営業日までに当月の各システムの稼働実績等、運用上の問題点、サービスレベル遵守状況を報告すること。
2. 重要インシデント対応報告
「インシデントの深刻度」が Significant 以上のインシデントが発生した場合は、調査報告書を作成し、本学園へ報告すること。

[D] 情報セキュリティ監査対応支援

運用対象システムに対する情報セキュリティ監査において、本学園から以下に示す指示を受けた場合は、それに従い対応する。

- 監査人への資料の提示(支援)
- 監査人によるヒアリングへの対応(支援)
- 監査人による視察における立ち合い(支援)
- 監査人が監査に使用する ID の割り当て、及び監査実施後のその無効化(支援)
- 監査人が実施する監査作業に必要なシステムの設定変更、及び監査実施後のその復旧(支援)

[E] セキュリティ対策の改善

受託者は、運用対象システムにおける情報セキュリティ対策の履行状況について本学園が改善を求めた場合には本学園と協議のうえ、必要な改善策を立案して速やかに実施する。



Appendix

影響度のマトリックス

		インパクト/ 緊急性:			
		Critical OIST の業務が即時 中断され、 回避策がない場合	High OIST の業務は継続できる が重大な混乱が生じ、 回避策がない場合	Medium OIST の業務が部分的 に中断されるか、レスポ ンスが遅いなどの支障 を生じさせる事象で、 代替策がある場合	Low OIST の業務に直ちに 影響を与えない場合
影響範囲	大学全体	Extensive	Significant	Significant	Significant
	研究ユニット や部署全体	Significant	Significant	Moderate	Minor
	個人や少数 のグループ	Significant	Moderate	Minor	Minor

インシデントの深刻度

Priority	初期対応	目標解決時間:
Extensive	業務時間内(平日の 9:00-17:30): 30 分、業務時間外: 2 時間	1 時間
Significant	2 時間	4 時間
Moderate	4 時間	3 営業日
Minor	1 営業日	4 営業日

セキュリティパッチの対応基準

CVSS スコア	優先度	対応期日
7.0-10	Critical	OIST から指定されたスケジュールに従い適用する 脆弱性公表日から 1~2 週間以内、ゼロデイ脆弱性に対応する場 合は 48 時間以内に適用する
4.0-6.9	High	脆弱性公表日から 2 週間以内に適用する
1.0-3.9	Medium	次回の定例パッチスケジュール時に適用する
0-0.9	Low	裁量により判断し適用する

CVSS: 共通脆弱性評価システム <https://www.ipa.go.jp/security/vuln/CVSS.html>

(Please update the header with the organization name and logo.)

Incident Report

企業名/ Company Name			
報告者/ Author		報告日時/ Reported Date・Time	
改訂者/ Revised by		改訂日時/ Revised Date・Time	

以下のとおり、障害等が発生しましたので、報告いたします。

Please provide the details of the incident as follows.

1. 障害タイトル/ Incident Title					
2. 障害発生 /Incident	日時/Time				
	場所/Place				
3. 障害状況 /Incident Conditions	影響範囲/ Scope	Extensive	Significant	Moderate	Minor
	インパクト/ Impact	Critical	High	Medium	Low
	経緯/ Circumstances				
	被害状況/ Damage Status				
	復旧状況/ Recovery Status				

4. 障害原因/ Cause of failure	
5. 暫定対応/ Interim response	
6. 恒久対応/ Permanent solution	
7. 解決までの推定工数 Estimated effort for resolution (man/hour)	

8. 対応履歴/ Response history			
No.	対応日時/ Date & Time	対応者/ Who	対応内容/ Action
1			
2			
3			

*Include actions carried out by OIST IT staff.

OIST 受入検収 Acceptance Inspection	
検収者/ Inspector	検収日/ Acceptance (Date)

(Please update the header with the organization name and logo.)

Vulnerability Response Plan

企業名/ Company Name			
報告者/ Author		報告日時/ Reported Date・Time	
改訂者/ Revised by		改訂日時/ Revised Date・Time	

1. 脆弱性/ Vulnerability	影響を受けるシステム / Affected system			
	アプリケーション名/ Application name			
	CVE ID		CVSS Score	
	リスク基準 / Risk Criteria	Critical	High	Medium

対策 / Countermeasures	
2. 暫定対応/ Interim response	
3. 恒久対応/ Permanent solution	
4. ソリューションの影 / Impact of solution	

5. 全体的なテスト計画 / Overall Test Plan			
[計画を説明し、スケジュール情報を記入します / Describe the plan and fill the schedule information]			
No.	対応日時/ Date & Time	対応者/ Who	対応内容/ Action
1			
2			
3			

6. 対応履歴/ Response history			
No.	対応日時/ Date & Time	対応者/ Who	対応内容/ Action
1			
2			
3			

* OIST 職員による活動を含む / Include actions carried out by OIST staff.

OIST 受入検収 Acceptance Inspection	
検収者/ Inspector	検収日/ Acceptance (Date)